

銚田市告示第 256 号

ほこたブランド大使設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 11 月 29 日

銚田市長 岸田 一夫

ほこたブランド大使設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が有する豊かな自然環境や豊富な農作物等の市の魅力を広く市内外に発信し、以て市の認知度向上並びにイメージアップ及び市の農業並びに観光の振興を図ることを目的とした活動を行うほこたブランド大使（以下「大使」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(大使の条件)

第 2 条 大使は、次の各号すべてに該当する者の内から選考し、市長が委嘱する。

- (1) 18 歳以上の茨城県内在住者
- (2) 銚田市に自ら通勤可能な者
- (3) 銚田市の観光行事に積極的に取り組む意欲のある者
- (4) 勤務先、学校、家族等からの了解が得られる者
- (5) 他の自治体の観光大使等と任期が重複していない者
- (6) その他、市長が必要と認めた条件に適した者

(大使の任期)

第 3 条 大使の任期は、2 年を超えない範囲で市長が別に定める。なお、大使の再任は妨げない。

(大使の活動)

第 4 条 大使は、市の指示するところにより次の各号に該当する活動を行うものとする。

- (1) 催事およびイベント等での従事
- (2) 市管理 SNS 等による情報発信
- (3) マスメディアへの出演
- (4) その他、市のイメージ向上に寄与する活動等

2 大使は、前項で規定する活動（以下「大使活動」という。）に従事する際は、市のイメージアップに繋がる接遇に努めなければならない。

3 大使は、市より活動参加の要請を受けた場合は、可能な限りこれに応えなければならない。

(活動服等)

第 5 条 市は、大使活動を行うために必要な活動服及び装飾品並びに名刺等消耗品（以下「活動服等」という。）について、大使に支給するものとする。

2 市は、前項の定めにより支給した活動服等について、第 3 条で定める任期の満了を以て大使に寄贈するものとする。

(秘密の保持)

第6条 大使は、大使活動により知り得た秘密等について口外してはならない。

(大使の解任)

第7条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、大使を解任することができる。

(1) 市及び大使のイメージを著しく損ねた場合

(2) 本告示の定めに反した場合

(3) 正当な理由なく大使活動に参加せず、かつ、それに起因して大使活動の実績が著しく少ない場合

(4) 大使自らより解任の求めがあった場合

(5) その他、大使活動の継続が困難であると判断された場合

2 市長は、前項の規定により大使を解任する場合は、当該大使に対し書面により通知するものとする。

(謝礼金)

第8条 市長は大使に対して、大使活動の実績に応じた謝礼金を予算の範囲内で支払わなければならない。

2 前項で規定する謝礼金の額は、別に定める。

(副賞)

第9条 市長は大使に対して、予算の範囲内で副賞を進呈できる。

2 前項で定める副賞の進呈は、大使の任期終了時点に行うものとする。

3 第1項に規定する副賞の内容は、別に定める。

4 市長は、大使が次の各号に該当する場合は、第1項に規定する副賞の進呈の一部または全部を取りやめることができる。

(1) 第4条の規定により大使を解任された場合

(2) 大使活動の実績が著しく少ない場合

(3) その他、市長が副賞の進呈を取りやめる相当の理由があると判断する場合

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年11月29日から施行する。